

ジェンダー NOW! —両性の平等に関する委員会 連載—

第6回 セクシュアル・マイノリティ

両性の平等に関する委員会委員 寺原 真希子 (52期)



1 セクシュアル・マイノリティとは

セクシュアル・マイノリティとは、一般に、セクシュアリティ（性自認や性的指向など）における少数者のことで、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）と称されることもある。性自認とは、生物学的性別にかかわらず、どの性に自分が属しているかという自己の認識を言い、性的指向とは、性的興味等を感じる対象が、異性、同性又は両性のいずれに向かっているかを示す。いずれも、自己の意思で左右できるものではない。

2 セクシュアル・マイノリティを取り巻く状況

自認する性別が生物学的性別と一致しない場合（その中で一定の要件を満たす者が、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が定義する「性同一性障害者」である）や性的指向が同性又は両性に向いている場合、その当事者は、非当事者の無知・無理解・無関心に基づく、社会の見えない根強い差別意識・風潮の中で、生き辛さを抱えている。

差別意識のあらわれである1990年の府中青年の家事件（同性愛者の団体に対し、東京都が「青少年の健全な育成に悪い影響を与える」として宿泊施設の利用を拒絶した事件）や、2000年の新木場殺人事件（公園に集まる同性愛者をターゲットにして暴行を繰り返していた少年達による事件）を記憶している方は少なくないだろう。

また、上記法律が性別の取扱いの変更を認める際の要件や、同性カップルの法的保障の問題など、法的な検討が必要な点も多い。

さらに、相談窓口の少なさや、正確な知識と正しい理解を有する弁護士が不足しているという現実も、

大きな問題である。

偏見や差別をなくすには、学校教育・生涯教育を通しての意識改革が必要だが、同時に、我々弁護士自身が知識と理解を身につけ、関係各所に対して必要な働きかけを行いつつ、当事者が相談しやすい環境を整えることが重要である。

3 当委員会の取り組み

当委員会は、2012年3月、全国の弁護士会の中で初めて、セクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを開催し、「専門の相談窓口を作ること」を弁護士会に対して働きかけると共に、弁護士研修の内容にも含めること」等を宣言した。また、同年7月の東弁夏期合研分科会においても続けてテーマとして取り上げ、相談者と弁護士役の法律相談ロールプレイを行った。そして、同年秋より、実際に、東弁の「女性のための法律相談」の担当者研修の1枠をセクシュアル・マイノリティ研修としており、本年11月16日（土）には、「セクシュアル・マイノリティ電話法律相談」を行う予定である（なお、法律相談を受けるに際し、二次被害の加害者とならないためにも、セクシュアル・マイノリティについての正確な知識と正しい理解は必須であるが、相談内容自体は一般の法律相談と類似するものも多く、特別な法知識を要するものではない）。

セクシュアル・マイノリティを取り巻く問題（人間の尊厳の問題）は、ある特定の男性像・女性像を押し付けられたくないと思える全ての人々に共通の問題でもある。当委員会が目指す、性に関係なく、誰もが対等な存在として、生き生きと活躍できる社会の実現へ向け、一つずつ、着実に、取り組みを行っていききたい。